

入札監理小委員会  
第338回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第338回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成26年10月3日（金）18:12～18:34

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1 開 会

2 議 事

1. 実施要項（案）の審議

○アジア経済研究所図書館運営業務（（独）日本貿易振興機構）

2. その他

<出席者>

（委 員）

稲生主査、石村専門委員、古笛専門委員、清水専門委員、小松専門委員

（（独）日本貿易振興機構）

アジア経済研究所図書館 泉沢館長

アジア経済研究所図書館資料企画課 岡田課長、岸課長代理

アジア経済研究所図書館資料サービス課 二階課長

企画部企画課 森下課長代理

（事務局）

新田参事官、金子参事官

○稲生主査 ただいまから、第338回「入札監理小委員会」を開催したいと存じます。

本日は「アジア経済研究所図書館運営業務」の実施要項（案）についての審議を行います。

最初に、実施要項（案）につきまして、独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所図書館資料企画課岡田課長より御説明をお願いしたいと存じます。

説明は、15分程度でよろしくお願ひいたします。

○岡田課長 それでは、私、岡田から御説明申し上げます。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

日本貿易振興機構アジア経済研究所図書館は、開発途上地域の経済・政治・社会の調査研究に貢献するため、学術的文献、統計資料、新聞、雑誌を収集・所蔵する専門図書館です。そのうち、今回市場化テストの対象業務は、資料の整理及び閲覧・利用者サービスにかかわる業務です。

当機構は、これまで第1期平成22年4月～平成24年3月の2年間及び第2期平成24年4月～平成27年3月の3年間の官民競争入札におきまして落札をし、アジア経済研究所図書館運営業務を実施してまいりました。各年度の運営業務を評価する外部委員を含む評価委員会におきましては、常に5段階評価の上から2番目であるA評価をいただくなど、経費の効率化とサービス向上の面で成果を上げてまいりました。

次期市場化テストにおきましては、アジア経済研究所図書館における資料の整理及び閲覧・利用者サービスにかかわる業務を民間競争入札の対象とし、アジア経済研究所図書館がこれまでに実施してきた業務を点検し、見直すとともに、開発途上国問題にかかわる専門図書館として、社会的にさらなる貢献を果たしていくことを目指してまいります。

それでは、次回の民間競争入札に移行した場合の変更点を中心に御説明申し上げます。

現在、実施している官民競争入札実施業務、平成24年～平成26年度業務に対する内閣府の評価では、大きく2つのポイントで改善点の御指摘がありました。

1つ目は、民間事業者において、実施体制の確保が困難となっている多言語目録作成業務と、多言語を含む雑誌記事索引作成業務を除外して事業を実施することです。これは業者へのヒアリングや、過去の平成24年1月に開催された第204回「入札監理小委員会」での御指摘に基づいております。

2つ目は、次回の入札について、官民競争入札から民間競争入札に移行し、事業を実施することです。実施要項と仕様書及び添付資料のうち、これらの御指摘に対応した変更点は以下のとおりです。

1つ目の改善指摘である多言語目録作成業務と、多言語を含む雑誌記事索引作成業務につきましては、前回の内容から該当箇所を削除しております。お手持ちの資料で通しのページで申し上げますと、まず1ページ目の実施要項2の(1)「アジア経済研究所図書館の概要」部分から、雑誌記事索引作成業務を削除しました。

次に、2ページ下から始まります(2)「民間競争入札の対象となる対象公共サービス

の詳細」のうち、3ページの①「ロ」の「目録作成業務」から「中国語、韓国語、インドネシア語、タイ語、ベトナム語、マレー語、ビルマ語、ラオス語、アラビア語、ペルシャ語、トルコ語」の多言語部分を削除しました。また、それ以下の項目に記載していた「雑誌記事索引作成業務」の詳細を一括して削除しました。

続いて、6ページ目の(5)「確保されるべき対象公共サービスの質」の部分から、雑誌記事索引作成業務を削除しました。

最後に、7～8ページにわたる(6)「モニタリング」の説明部分から「雑誌記事索引作成業務」を削除しました。

次に、2つ目の改善指摘である、官民競争入札から民間競争入札に移行し、事業を実施することについて御説明いたします。

13～18ページにわたる、6「対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項」の(3)「落札者の決定に当たっての評価方法」の中で、前回記述のあった「官民の入札価格の調整に関する事項」「評価案の作成および官民競争入札等監理委員会の議」を削除し、②の「落札者の決定」を修正しました。

同じく6「対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項」のうち、前回記述のあった「機構が自ら実施することとなった場合における業務の実施等」「落札者等の公表」を削除し(4)「初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱について」を修正しました。

また、それ以下に続く大きな項目として記載していた「官民競争入札の実施に関する事務を担当する職員と官民競争入札に参加する事務を担当する職員との間での官民競争入札の公正性を阻害するおそれがある情報の交換を遮断するための措置に関する事項」と「官民競争入札で民間事業者が落札した場合の機構職員の処遇に関する事項」を削除しました。

以上が、内閣府の評価の御指摘に対応する変更点になります。

そのほか、公共サービスの質の向上及び競争性の改善を図るため、次の対応を行いました。

1つ目は、図書の受け入れ業務を実施要項から除外し「逐次刊行物受入業務」に変更しました。3ページ目の実施要項部分の①「整理業務」の「イ」の部分と、34ページの仕様書部分、3の箇所に当たります。

図書の受け入れ業務は、受け入れ日、巻号データ等の登録ですが、これにかかわる納品チェックには当機構物品管理規程上、選書の発注から納品までの一連のデータを機構部門で統一的に管理する必要があります。機構が実施する業務と民間が実施する業務が重なる点は問題であると認識し、見直しました。

また、多言語資料の受け入れにつきましては、多言語にかかわる知識が必要不可欠であるため、過去の入札監理小委員会での御指摘にもありますように、これは民間の参入障壁となると判断し、逐次刊行物を除く一般図書、一部特殊資料を含みますが、これにかかわ

る受け入れ業務を民間競争入札の対象業務から除外しました。

2つ目は、ことしの5月の指針・標準例の改定に基づき、税制度の変更等に伴う費用負担を明確化し、提案内容に対する評価について、相対評価から絶対評価に変更しました。実施要項の該当箇所は9ページと14ページに当たります。また、79ページの評価表には絶対評価の配点基準を反映させております。

そのほか、幾つかの細かい点を業務上の必要から変更しております。

平成25年度から、新たに「図書館共同利用制度」これは協定締結機関に所属する教員・学生・職員等に対して、個人貸し出しを許可する制度です。当研究所職員も逆に相手機関から同様の便宜を受けることができるものです。この制度を開始したことに伴いまして、貸し出し対象者を追加いたしました。1ページ、4ページ、48ページ、49ページにその記述が追加されております。

次に、逐次刊行物の未着・欠号資料についての発行元等への連絡事務を追加しました。実施要項では3ページ①の「イ」、仕様書では34ページ3の(2)に当たります。逐次刊行物については速報性が要求されるため、民間業者から発行元へ直接連絡することにより、タイムラグを少なくすることが可能となります。

それと関連する業務として、雑誌・新聞の到着状況の報告義務を四半期から毎月に変更しております。

また、図書館新人職員等への研修については、既に現在実施されている業務でもあるため、これを4ページ②の「ロ」と47ページの11に追加いたしました。

8ページ整理業務①の「目録作成、逐次刊行物受入」部分ですが、機構部門の業務効率化のため、書誌・所蔵レコードの品質維持のためのサンプリング調査の規模を15%から10%に削減しました。これまでの実績を踏まえますと、10%にして効率化を図っても品質の維持は確保できると判断しております。

45ページ(9)の迷惑行為を行う利用者の入館拒否措置については、平成25年度に機構の内規が改正されましたので、それに基づく対応のため、追加いたしました。

次に「パブリック・コメントで出された意見への対応について」御説明いたします。

9月11日～25日までの15日間、機構のホームページでパブリック・コメントの意見募集を行いました。その結果、1者から5件の意見が寄せられました。その結果をパブコメ回答結果としてまとめてあります。

一番最後にありますが、その意見に基づき「従来の実施状況に関する情報の開示(案)」と「図書館消耗品一覧」を変更しました。

1つ目に、配架済み未登録資料のデータ作成等にかかわる過去の処理件数の情報開示を要望する意見に対応しまして、84、85ページの「従来の実施状況に関する情報の開示(案)」に(7)で過去の「NACSIS-CAT レコード調整件数」の内訳を記載しました。配架済み未登録資料は、主にレコード調整を行う際に発見される場合が多いためです。

2つ目に、消耗品を機構の負担にしてほしいという意見に対しては、資料配架用の消耗

品については、機構が負担するよう73ページの「図書館消耗品一覧」を変更しました。同消耗品については、書架移動の際などに機構と民間事業者が協議をしないと、数量が確定できない場合が多いためです。

3つ目は、意見では特に言及されなかったことですが、資料補強・補修・保存用の消耗品の必要量の目安とするために、85ページの「従来の実施状況に関する情報の開示（案）」(14)で過去の「補修件数」を追記しました。

ここまで、御説明申し上げましたとおり、民間競争入札に移行後は民間に任せる市場化対象業務と、機構部門が担うそれ以外の業務について緊密な連携を図り、専門図書館として、より一層のサービス向上及びコスト削減を図る努力をしてみたいと考えております。

以上が、私からの御報告となります、ありがとうございました。

○稲生主査 御説明、ありがとうございました。

それでは、本実施要項（案）につきまして、御質問・御意見のある委員の先生方は御発言をお願いしたいと思いますけれども、皆様いかがでしょうか。

基本的には、この小委員会での意見であるとか、あるいはいろいろとそれ以外にも工夫をなさって、民間競争入札に移行しても、何とか複数の応募者が出てくるような配慮がされているのではないかなと考えてございます。そういう意味で参入障壁が大分下がったようにも思われますので、何とか競争が働くといいなというところかと思えます。

1点だけ質問なのですが、パブコメで出された意見の対応についてということで、先ほど御説明がありました「NACSIS-CAT レコード調整件数」というのがあって開示されている。それで本文というか、実施要項（案）85ページの一番上のところに件数が書いてあって、例の多言語を含むところになっています。

私は、仕事の中身を細かく記憶していないのですが、このレコード調整というのは民間に入札を今回していただくわけですが、それでもこの調整業務というのは残るのでしょうか。

つまり、多言語の業務というのは残っているのかどうかという、それだけの質問なのでございます。

○二階課長 レコード調整業務は、市場化の業務として残ります。

ただ、レコード調整の中に多言語資料というのも出てくるのです。その場合に関しては、レコード調整業務というのは、事務的な仕事というのが1つありまして、これはNIIという国立情報学研究所との情報のやりとりとか、資料を送ったりとか受け渡したりといった窓口的な業務が1つあります。

それと、内容に関する調整というのがもう一つありまして、事務的な仕事、窓口的な業務というのは民間の業者ができますので、そちらのほうはお願いしたいと思っておりますが、その内容に関する調整に関しては、民間業者がちょっと難しいと判断しておりますので、その部分に関しては機構と調整という形で、業務のほうを進めたいと考えております。

す。

○稲生主査 実質的な調整業務というのか、それについては相談しながらやっていただいて、NIIにお流しというある種、形式的な業務だけを民間のほうで仕事としてするというところでございますね。

○二階課長 はい。

○稲生主査 わかりました。

そこら辺の切り分けは、どこかに書いてあるのですよね。私は全部読めていないのですが、大変細かくて恐縮なのですが、できればもう完全に多言語は民間に任さないというふうに、しっかりと一目瞭然にしておいたほうがいいのかなというそれだけの話でございますけれども、ですから、逆に今おっしゃっていただいたようなことを場合によっては、この85ページのところに注記いただくとか、その調整業務というか実質的な業務については、研究所さんのほうでいろいろやっていただけることがわかればいいという気もするのですよね。

あるいは、どこかに書いてありましたでしょうか。

○二階課長 仕様書のレコード調整。

○稲生主査 仕様書ですかね、60ページあたりですか。

○小松専門委員 「未登録資料」というのですか。

59ページの一番下にあって「多言語資料については報告のみを行う」と書いてある。

○稲生主査 なるほどですね。

○二階課長 39ページにも書いてありますが、39ページ上の9に「レコード調整」とありまして、その(5)に「多言語目録の書誌調整の場合は、機構と相談のうえ対応する。ただし、書誌調整相手機関やNIIへの連絡は民間業者が行う」。

○稲生主査 わかりました。

あえて言えば説明会のときにでも、この部分は多言語の調整自体については、機構さんのほうでいろいろやっていただけるということをお話いただければ、よりわかりやすいのではないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私からは以上でございますが、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本実施要項(案)の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から、確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○稲生主査 それでは、本実施要項(案)につきましては、本日をもって、小委員会での審議はおおむね終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項(案)の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成につきましては、私に御一任いただきたいと存じますが、先生方、よろしいでしょうか。

(委員了承)

○稲生主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したいことがございましたら、事務局にお寄せください。

事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

また、日本貿易振興機構におかれましては、本実施要項（案）に沿って、適切に事業を実施していただきますようよろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。